

取扱職種の範囲等の明示について

株式会社ウチダ人材開発センタは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者(許可番号 13-ユ-300039)です。以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

【取扱職種・地域の範囲について】

当事業所の取扱業務範囲は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業です。取扱地域は、国内です。

【個人情報の取扱いについて】

ご本人の個人情報の開示の請求があった場合は、個人情報の取扱責任者[※]としてご本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報を速やかに開示します。また、ご本人からの訂正の請求があり、その請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正します。

【苦情処理について】

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者[※]が、誠意をもって、適切かつ迅速に処理いたします。

【手数料について】

職業紹介が成約した場合、求人者に当該求職者の年間賃金の100%以内の紹介手数料を申し受けます。

※通常は30%で申し受けております。 求職者が負担する手数料は一切ありません。

手数料表	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成立した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%以内とする。※手数料負担は求人者とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の100%以内とする。※手数料負担は求人者とする。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%以内とする。※手数料負担は求人者とする。

就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の0%
---------------------------------	---

【返戻金制度について】

採用決定者が入社後、自己都合による退職または就業規則に基づき解雇に至った場合は、下記の通り紹介手数料を返還するものとする。

入社後 1ヶ月以内に退職：紹介手数料の 80%

入社後 3ヶ月以内に退職：紹介手数料の 50%

(但し、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。)

※個人情報の取扱責任者、苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。その他、ご不明な点などございましたらお問い合わせください。